十二、テイチク株式会社に対する件

昭和四十九年（排）第一号

排除命令

奈良市南肘塚町百四十八番地
テイチク株式会社
右代表者　代表取締役　南口重治

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　テイチク株式会社は、一般消費者を対象として行なった次の景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項及び第三項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

(一)　昭和四十八年六月一日から同年九月三十日までを期間とし、カートリッジテープの販売に関し、「演歌W・W プレゼントセール」と称して行なった懸賞による景品類の提供

(二)　昭和四十八年十月二十一日から同四十九年一月二十日までを期間とし、レコードの販売に関し、「テイチク四

十周年記念クイックプレゼントセール」と称して行なった懸賞による景品類の提供

(二) 同社は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三 同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事実

一 テイチク株式会社(以下「テイチク」という。)は、肩書地に本店を置き、レコード、録音テープ及び録画テープの製造販売業を営む事業者である。

二(一) テイチクは、一般消費者を対象として、「演歌W・Wプレゼントセール」と称し、昭和四十八年六月一日から同年九月三十日までを期間とし、期間中に同社の販売するカートリッジテープのうち、四十品目(この最低取引価額は二千四百円)について、これらを購入した者に「抽せん資格券」を与え、この「抽せん資格券」を、同社に送付した者に対して四回(第一回は、六月一日から同月三十日までに送付した者、第二回は、七月一日から同月三十一日までに送付した者、第三回は、八月一日から同月三十一日までに送付した者並びに第四回は、九月一日から同月三十日までに送付した者及び第一回から第三回までの抽せんにはずれた者を対象とする。)に分け、それぞれ抽せんを行ない、当選者に対し、景品類として、折たたみ式自転車一台(第一回及び第二回抽せんの分は、製造業者の付した希望小売価格二万六千円のもの、第三回及び第四回抽せんの分は、同じく二万九千五百円のもの)を各回百本合計四百本(総額一千百十万円)を提供することを企画し、この企画を実施した。

(二) 同社は、一般消費者を対象として、「テイチク四十周年記念クイックプレゼントセール」と称し、昭和四十八年十月

二十一日から同四十九年一月二十日までを期間とし、期間中に、同社のレコードのうち、九十八品目（この最低取引価額は千円）について、これらを購入した者に、アンケート用紙付きスピードくじを与え、スピードくじの当選者には、景品類として同社のＬＰレコード一枚（同社の付した希望小売価格千円のもの）を三万本、また、アンケート用紙により回答した者に対しては、抽せんにより、当選者に景品類として、白黒テレビ一台（製造業者の付した希望小売価格二万八千八百円のもの）を百本提供すること（景品類であるレコード及び白黒テレビの価額の総額三千二百八十八万円）を企画し、実施していたところ、当委員会の調査後である昭和四十八年十二月五日、この企画に基づくアンケート用紙付きスピードくじの交付を中止し、その頃、前記商品に添付したアンケート用紙により応募がなされた分については、景品類としてポータブルラジオ一台（製造業者の付した希望小売価格八千円）を百本提供することに変更し、この旨を一般消費者及び応募者に告知した。

三　しかるに、

㈠　前期二の㈠の懸賞に係る最低の取引価額は、二千四百円のカートリッジテープであるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は一万円である。したがって、前記二の㈠の景品類の価額はこの制限をこえるものである。また、当該懸賞に係る取引の予定総額は四億三千七百万円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は八百七十四万円である。したがって、前記二の㈠の景品類の価額の総額一千百十万円はこの制限をこえるものである。

㈡　前記二の㈡の当初企画に基づく懸賞に係る最低の取引価額は、千円のレコードであるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は一万円である。したがって、前記二の㈡の景品類のＬＰレコードと白黒テレビの価額の合計額は、この制限をこえるものである。また、当該懸賞に係る取引の予定総額は四億円であるから、懸賞により提

供することができる景品類の価額の総額は八百万円である。したがって、前記二の㈡の景品類の価額の総額三千二百八十八万円はこの制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、テイチクの行為のうち、前記事実二の㈠の抽せん資格券による行為及び㈡のスピードくじによる行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第一号に、同二の㈡のアンケートの回答者に対する行為は、同項第二号にそれぞれ該当する懸賞であって、いずれも同告示第一項及び第三項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十九年三月二十九日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久